

公 告

次のとおり企画競争について公告します。

令和6年2月19日

全国健康保険協会奈良支部
支部長 藪内 章良

1 企画競争に付する事項

令和6年度 事業者健診結果取得勸奨業務委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること
- (2) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者であっては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証のいずれかを取得している者であること。
- (10) 契約締結日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。
- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)上の更生手続開始の申立てをした者にあっては契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。
- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)上の再生手続開始の申立てをした者にあっては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。
- (13) 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等関連法令の遵守を徹底していること。
- (14) 支援体制、連絡体制(緊急時含む)を整えること。
- (15) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認

可を受けられないときは、履行期間等の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。

- (16) 契約の履行等に関して問題のあった事業者については、競争参加資格停止措置をとる場合がある。競争参加資格停止措置を行った場合は、停止期間中、当該事業者の名称、所在地、停止期間及び停止理由を全国健康保険協会ホームページ上に公表することを了承する者であること。

3 契約候補者の選定

「企画競争説明書」、「仕様書」等に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争説明書、仕様書等を交付する場所

場所 〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階
全国健康保険協会奈良支部 企画総務グループ 担当：河野
電話 0742-30-3702 (直通) FAX：0742-30-3671

5 契約および仕様書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により FAX (A4、様式自由) にて受け付ける。

(1) 受付先

- ・契約に関すること 企画総務グループ 担当 河野 FAX 0742-30-3671
- ・仕様に関すること 保健グループ 担当 本多 FAX：0742-30-3670

(2) 受付期間 令和6年2月29日(木)17:00まで

(3) 回答 令和6年3月1日(金)17:00までに電話またはFAXにて行う。

6 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和6年3月11日(月)12:00必着

(2) 提出場所 上記4と同じ

(3) 提出方法 直接持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留郵便等到達状況を確認できる方法に限ります。

7 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

8 その他

詳細は、「企画競争説明書」、「仕様書」等による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

以上